

# 委員会規程

## (総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人高知県スポーツ協会（以下「本会」という。）の定款第45条の規定に基づいて設置された委員会に関することを定める。

## (名 称)

第2条 委員会の名称は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 強化・普及委員会
- (3) スポーツ医・科学委員会
- (4) コンプライアンス委員会

## (構成・任務)

第3条 前条に規定する各委員会の構成及び任務は、別表のとおりとする。

2 各委員会は、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずるものとする。

## (委員及び委員会)

第4条 第2条に規定する委員会の構成員候補者は、理事及び学識経験者のうちから理事会が選任し、会長が委嘱する。

- 2 各委員会に委員長1名、副委員長2名以内を置くものとする。
- 3 各委員会の委員長は、理事会が選任し会長が委嘱する。
- 4 各委員会の副委員長は、委員長が指名し会長が委嘱する。

## (委員長、副委員長の業務)

第5条 委員長は、委員会の業務を掌理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。

## (任 期)

第6条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結後の最初の理事会の委員選任までとする。

2 補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

## (会 議)

第7条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員会の運営及び同規定第2条に掲げる内容について審議決定する。
- 3 委員会の会議は、委員現在数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 やむを得ない理由により委員会に出席できない委員は、他の委員を代理人として表決を委任することができる。あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
- 5 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会の審議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(規程の改正)

第9条 この規程を改正するときは、本会会長は、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。

(雑則)

第10条 委員会は、定款第45条第2項の規定を誠実に遵守しなければならない。

2 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、そのつど委員長が決める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人高知県体育協会の設立の登記日(平成24年4月1日)から施行する。

2 この規程は、平成26年6月4日から施行する。

3 この規程は、平成26年8月25日から施行する。

4 この規程は、平成30年6月26日から施行する。

5 この規程は、平成31年4月1日(名称変更)から施行する。

6 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条・第3条関係）

委員会の名称	構成	任 務
総務委員会	15名程度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画・正味財産増減予算書、事業報告・正味財産増減計算書に関すること</li> <li>2 資金調達及び財政全般に関すること</li> <li>3 加盟団体の加盟・脱退及び負担金に関すること</li> <li>4 役・職員の綱紀粛正の推進に関すること</li> <li>5 規程の遵守に関すること</li> <li>6 高知県スポーツ協会表彰の審査及び顕彰・叙勲に関すること</li> <li>7 他の委員会に属さないものに関すること</li> <li>8 その他、理事会に意見を具申するとともに理事会の諮問に応ずるものとする</li> </ol>
強化・普及委員会	15名程度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民体育大会に関すること</li> <li>2 国民体育大会における県代表選手選考に関すること</li> <li>3 選手強化育成に関すること</li> <li>4 スポーツ指導者育成及び体制の強化・充実に関すること</li> <li>5 スポーツ普及促進に関すること</li> <li>6 スポーツの宣伝、啓発に関すること</li> <li>7 その他、理事会に意見を具申するとともに理事会の諮問に応ずるものとする</li> </ol>
スポーツ医・科学委員会	15名程度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技力向上のための調査研究に関すること</li> <li>2 スポーツ医・科学の研修会に関すること</li> <li>3 競技会に際しての医事活動に関すること</li> <li>4 スポーツ医・科学の普及に関すること</li> <li>5 その他、理事会に意見を具申するとともに理事会の諮問に応ずるものとする</li> </ol>
コンプライアンス委員会	6名程度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 コンプライアンスの推進に係る重要な方針の策定に関すること</li> <li>2 コンプライアンスの推進のための教育・啓発に関すること</li> <li>3 役職員による定款、倫理規程その他諸規程の違反などコンプライアンス違反への対応に関すること</li> <li>4 通報制度に関すること</li> <li>5 その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項</li> <li>6 その他、理事会に意見を具申するとともに理事会の諮問に応ずるものとする</li> </ol>